

【表紙】

【提出書類】	親会社等状況報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の7第1項及び第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月30日
【事業年度】	第60期（自平成27年4月1日至平成28年3月31日）
【会社名】	T K J 株式会社
【英訳名】	TKJ Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 高田 重久
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03 - 5570 - 5320
【事務連絡者氏名】	取締役 高田 弘久
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂五丁目2番20号
【電話番号】	03 - 5570 - 5320
【事務連絡者氏名】	取締役 高田 弘久
【提出子会社名】	タカタ株式会社
【提出子会社代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 高田 重久
【提出子会社本店の所在の場所】	東京都港区六本木一丁目4番5号アークヒルズサウスタワー
【縦覧に供する場所】	タカタ株式会社 （東京都港区六本木一丁目4番5号アークヒルズサウスタワー） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第 1 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【所有者別状況】

平成28年 3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 1,000株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	-	-	1	-	-	-	1	-
所有株式数 （単元）	-	-	-	16,480	-	-	-	16,480	-
所有株式数の割合（%）	-	-	-	100.0	-	-	-	100.0	-

(2) 【大株主の状況】

平成28年 3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 （株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合（%）
タカタ総業株式会社	東京都港区赤坂五丁目 2 番20号	16,480,000	100.0
計	-	16,480,000	100.0

2【役員の状況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役社長	-	高田 重久	昭和41年2月12日生	昭和63年4月 タカタ株式会社（現当社）入社 平成14年6月 当社 代表取締役専務取締役 平成14年12月 タカタ総業株式会社 取締役 平成16年4月 当社 取締役 平成16年4月 タカタ株式会社 代表取締役専務取締役 平成19年6月 同社 代表取締役社長 平成23年5月 当社 代表取締役社長（現任） 平成23年5月 タカタ総業株式会社 代表取締役社長（現任） 平成25年6月 タカタ株式会社 代表取締役会長 平成26年12月 タカタ株式会社 代表取締役会長兼社長（現任）	（注）4	-
取締役	-	高田 暁子	昭和15年1月14日生	昭和53年5月 株式会社高田工場（現当社）入社 平成3年6月 当社 取締役（現任） 平成14年12月 タカタ総業株式会社 取締役（現任） 平成16年4月 タカタ株式会社 取締役	（注）4	-
取締役	-	高田 弘久	昭和44年4月2日生	平成16年4月 当社 監査役 平成17年3月 当社 退社 平成17年6月 タカタ総業株式会社 取締役（現任） 平成17年6月 当社 取締役（現任）	（注）4	-
常勤監査役	-	北川 守	昭和19年4月3日生	昭和38年4月 株式会社高田工場（現当社）入社 昭和62年7月 当社 財務部長 平成元年11月 当社 経理部長 平成16年4月 当社 監査役 平成17年6月 当社 監査役退任 平成17年7月 当社 経理部長 平成17年7月 タカタ総業株式会社 経理部長 平成27年6月 T K R株式会社 監査役（現任） 平成27年6月 T S S株式会社 監査役（現任） 平成28年6月 タカタ総業株式会社 監査役（現任） 平成28年6月 当社 監査役（現任）	（注）5	-
監査役	-	川村 文彦	昭和16年9月5日生	昭和44年7月 監査法人朝日会計社（現有限責任あずさ監査法人）入社 昭和56年5月 川村会計事務所開所 平成15年2月 税理士法人川村・匹野会計事務所開所代表 平成17年6月 タカタ総業株式会社 社外監査役 平成17年6月 当社 監査役（現任） 平成17年6月 タカタ株式会社 社外監査役 平成17年6月 日本電産コパル電子株式会社 社外監査役 平成19年7月 ちよだ税理士法人 代表社員（現任）	（注）5	-

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
監査役	-	日野 実	昭和23年7月26日生	平成6年7月 東京国税局調査第一部調査審 理課課長補佐 平成9年7月 武蔵府中税務署副署長 平成11年7月 税務大学校研究部教授 平成13年7月 国税庁 退職 平成13年9月 日野実税理士事務所開設 平成15年6月 日本アンテナ株式会社 社外 監査役 平成17年9月 青山学院大学大学院会計プロ フェッション研究科客員教授 平成23年6月 スズデン株式会社 社外監査 役 平成24年6月 株式会社マツモトキヨシホー ルディングス 社外監査役 (現任) 平成28年6月 スズデン株式会社 社外取締 役(監査等委員)(現任) 平成28年6月 当社 監査役(現任)	(注)5	-
計						-

(注) 1. 監査役 川村文彦及び日野実は、社外監査役であります。

2. 取締役 高田弘久は、代表取締役社長 高田重久の弟であります。

3. 取締役 高田暁子は、代表取締役社長 高田重久の母であります。

4. 平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から1年間

5. 平成28年6月28日開催の定時株主総会の終結の時から4年間

第2【会社法の規定に基づく計算書類等】

1【貸借対照表】

会社法の規定に基づく貸借対照表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

2【損益計算書】

会社法の規定に基づく損益計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

3【株主資本等変動計算書】

会社法の規定に基づく株主資本等変動計算書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

4【個別注記表】

会社法の規定に基づく個別注記表の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

5【事業報告】

会社法の規定に基づく事業報告の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

6【附属明細書】

会社法の規定に基づく附属明細書の記載に代え、当該書類を当報告書に添付しております。

独立監査人の監査報告書（謄本）

平成28年6月10日

TKJ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 功樹指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松村 信

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、TKJ株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（親会社等状況報告書提出会社）が別途保管しております。

監査役会の監査報告書（謄本）

監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討をくわえました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思の疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年6月10日

TKJ株式会社 監査役会

常勤監査役 棚谷 靖

監査役 川村 文彦

監査役 高田 千早

（注） 監査役川村文彦及び高田千早は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

（注） 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（親会社等状況報告書提出会社）が別途保管しております。